

【HR掲示】

警報発表及び避難指示に伴う臨時休業に関する規定

京丹後市に、午前6時の時点で洪水警報、暴風（特別）警報、暴風雪（特別）警報、津波・大津波警報、大雨特別警報、大雪特別警報のうち、1つ以上が発表されているときは自宅待機とする。

居住する地域に避難指示が発令されている場合は、居住する地域の避難誘導等に従い登校しないこと。

午前6時以後から始業時（午前8時40分）までの時間帯に、上記の警報が発表された場合も同様とする。

午前10時の時点で上記の警報が解除されているときは、午後からは平常授業とする。解除されていない場合は、午後からも臨時休業とする。

登校後に上記の警報等が発表された場合は、状況に応じて必要な措置を講ずる。その他、校長が必要と認めた時臨時休業等の措置を行う場合がある。

（附則）

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

避難勧告廃止により令和3年5月20日一部改訂

- ※注 ① 特別警報が発表された場合には、周囲の状況や市町から発令される避難指示等の情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。
- ② 高潮特別警報と波浪特別警報については、避難指示の対象となった沿岸地域に居住する生徒を対象とし、上記の臨時休業の規定によるものとする。
- ③ 京丹後市には警報が発表されていないが、居住している地域に警報が発表されている場合には、該当生徒は上記の臨時休業の規定によるものとする。
- ④ 午後から平常授業の場合は、SHR（午後1時15分）に間に合うように登校すること。
- ⑤ 丹後地域または京都府北部に警報が発表されていても、京丹後市に発表されていないことがあるので注意すること。
- ⑥ 休日に実施する模擬試験や進学講習、部活動も同様とする。ただし、部活動の公式戦等については別途指示する。

* 電話による問い合わせには対応できませんので、しっかりと確認しておいてください。

* 公共交通機関を利用した登下校について（お願い）

登下校に利用している公共交通機関が長期不通の場合は、近隣から運行可能な公共交通機関を利用しての登下校の方法も検討してください。